

JSTOA（自）25 第44号
2026年 3 月 16日

各 位

一般社団法人 日本STO協会
会 長 北 尾 吉 孝

「私設取引システムにおける電子記録移転権利等の取引等に関する規則」等の一部改正について

今般、政府の成長戦略及び規制改革実施計画等において、我が国のスタートアップ等の企業について、非上場株式の発行市場及び流通市場を活性化することを通じて、円滑な資金調達の途を確保する必要がある旨提言されたことを受け、日本証券業協会において「私設取引システムにおける電子記録移転権利の取引等に関する規則」等を改正し、対象顧客がリスク許容度や投資判断能力の高い者等に限られる登録PTS銘柄に係る規制緩和等を行うことといたしております。

当該規則の改正の検討に当たっては、本協会においても同様の改正を行う必要があるかについて検討を行った結果、同趣旨の改正は不要という結論に達した一方で、取次型登録PTS業務における電子記録移転権利の取扱いについて、規則上平仄が合わない箇所がある旨の指摘があったことを受け、「私設取引システムにおける電子記録移転権利の取引等に関する規則」の一部を改正することとし、1月20日（火）から2月18日（水）17時までの間、パブリックコメントの募集を行いました。寄せられた意見はございませんでした。

そこで、別添資料のとおり「私設取引システムにおける電子記録移転権利の取引等に関する規則」の一部を改正することとし、併せて「私設取引システムにおける電子記録移転権利等の取引等に関する規則の考え方（ガイドライン）について」の一部も改正することといたしましたので、ご通知申し上げます。

以 上



- 本件に関するお問い合わせ先
一般社団法人日本STO協会
自主規制企画・業務部
電話：03 - 6272 - 8327